



(別添1)

23経営第2160号

平成23年11月7日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省経営局総務課長

農林水産省経営局金融調整課長

平成23年11月2日の奄美地方における大雨による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の鹿児島県奄美地方における大雨により、被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地における貴金庫支店において被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をいただくとともに、傘下系統金融機関に対しても周知をお願いいたします。



23 経営第 2160 号

平成 23 年 11 月 7 日

全国農業協同組合中央会会長 殿

農林水産省経営局総務課長

農林水産省経営局金融調整課長

平成 23 年 11 月 2 日の奄美地方における大雨による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の鹿児島県奄美地方における大雨により、被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られますよう御配慮いただきたい旨、貴会会員に対し周知していただきますようお願いいたします。



23 経営第 2160 号
平成 23 年 11 月 7 日

九州農政局経営・事業支援部長 殿

経営局総務課長
経営局就農・女性課長
経営局金融調整課長

平成 23 年 11 月 2 日の奄美地方における大雨による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

この度の鹿児島県奄美地方における大雨により、被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところである。

このため、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう関係機関に対して別添写しのとおり依頼したところであるが、貴職においても、貴管下で被害のあった県を区域とする信用農業協同組合連合会に対し、この措置が図られるよう適切に指導するとともに、貴管下で被害のあった県に対して当該県が所管する信用事業を行う農業協同組合を指導するよう要請されたい。

また、就農支援資金に関する償還猶予等についても、特段の配慮がなされるよう、併せて、県に対して要請されたい。